二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十三の二第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合　当該災害等による同令第百四十条の六十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額

三　前二号に掲げる場合のほか、介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合　別に定める額

附則第四条中「第七条」を「第八条」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の規定は、平成二十八年度分の介護保険法第百二十二条の二第二項の規定による交付金から適用する。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第二条　介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「合算額から」と」の下に「「総額を」とあるのは「総額及び当該年度において各市町村に対して交付する介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の総額の合算額を」と」を加え、「交付金交付割合」を「介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金交付割合」に改める。

○厚生労働省令第十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項及び第七十一条の六の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「通り」を「とおり」に改め、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。

第十七条第二項中「基く」を「基づく」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。